

## 報告第1号

平成30年度決算に基づく富津市健全化判断比率及び富津市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により平成30年度決算に基づく富津市健全化判断比率及び富津市資金不足比率を監査委員の意見を付けて別紙のとおり報告する。

令和元年8月28日提出

富津市長 高橋 恭市

## 報告理由

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により平成30年度決算に基づく富津市健全化判断比率及び富津市資金不足比率を監査委員の意見を付けて議会に報告するものである。

1 平成30年度決算に基づく富津市健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— ( 13.15 )	— ( 18.15 )	9.2 ( 25.0 )	68.6 ( 350.0 )

注

(1) 「—」は、実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合を示す。

(2) 括弧内の数値は、早期健全化基準を示す。

2 平成30年度決算に基づく富津市資金不足比率

(単位：%)

公営企業会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
富津市水道事業会計	—	20.0
富津市温泉供給事業特別会計	—	20.0

注

「—」は、資金不足額がない場合を示す。